

入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定より、下記のとおり公告する。

令和8年5月26日

丸森町長 保科 郷雄



記

第1 条件付一般競争入札に付する事項

工 事 名	8 教委第1号 館矢間小学校体育館長寿命化工事	
施 工 場 所	丸森町館矢間館山字玉川 地内	
工 期	工事請負契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで	
工 事 概 要	長寿命化工事 構造:S造平屋建て地上1階	延床面積:581.34m ²
1. 外部改修	外壁:可とう型改修塗材E塗替え	A= 468.0 m ²
2. アリーナ	土間:不陸整正 床:スポーツ用シート張り 壁:断熱材吹付の上改修 天井:断熱材張り	N= 一式 A= 376.0 m ² A= 143.0 m ² A= 396.0 m ²
3. キャットウォーク	床:フローリング新設 手摺:補強及び塗装塗り	A= 45.0 m ² N= 一式
4. ステージ	壁:断熱材吹付の上改修 天井:断熱材張り 体育器具:収納台車撤去新設	A= 194.0 m ² A= 81.5 m ² N= 一式
5. 物置	床・壁改修塗装	N= 一式
6. 控室	床・壁改修塗装	N= 一式
7. トイレ	既存トイレ改修・多目的トイレ新設	N= 一式
8. 更衣室	更衣室レイアウト改修・木製柵新設	N= 一式
9. 建具	木製・鋼製・カバー工法建具撤去新設	N= 一式
10. 廃棄物		N= 一式
11. 電気設備	LED照明器具、映像・音響設備新設	N= 一式
12. 機械設備	換気設備、衛生器具改修	N= 一式

支 払 条 件 前払い 有 (40%以内)
中間払い 有 (20%以内)

入 札 方 法

条件付き一般競争入札（価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する、特別簡易型総合評価落札方式を適用）

第 2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 対象工事に係る特定建設工事共同企業体入札参加資格の承認を受けた者であること。
- 2 特定建設工事共同企業体の構成員の資格
 - (1) 基本要件
 - ① 令和 8 年度において、丸森町から建設工事競争入札参加資格の承認を受けていること。
 - ② 宮城県及び丸森町における指名停止の期間中でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) A グループ構成員の資格
 - ① 丸森町が承認した建設工事入札参加資格における等級が、建築一式工事 B 等級以上であること。
 - ② 建設業法第 3 条第 1 項で規定する営業所等を丸森町内に有すること。
 - (3) B グループ構成員の資格
 - ① 宮城県内に本社（店）又は営業所等を有すること。
 - ② 過去 5 年間に国及び地方公共団体等が発注した建築一式工事を元請として受注した実績があること。
 - ③ 特定建設業の許可を受けていること。
 - ④ 丸森町が承認した建設工事入札参加資格における等級が、建築一式工事 S 等級以上であること。
 - ⑤ 一級建築施工管理技士又は技術士の資格を有し、かつ、監理技術者証の交付を受けている者を専任で当該工事現場に配置できること。
- 3 丸森町契約に関する暴力団等排除措置要綱の規定により、次に掲げる措置要件に該当するものでないこと。
 - (1) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者）が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると警察から通報があり、又は警察が認めた者
 - (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していたと警察から通報があり、又は警察が認めた者
 - (3) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に関与していると認められる法人や組合等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると警察から通報があり、又は警察が認めた者
 - (4) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると警察から通報があり、又は警察が認めた者
 - (5) 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると警察から通報があり、又は警察が認めた者
- 4 特定建設工事共同企業体の結成方法
 - (1) 特定建設工事共同企業体の構成員として参加を希望する者は、次の受付期間内に特定建設工事共同企業体結成希望届（様式第 5 号。以下「希望届」という。）を丸森町役場建設課道路管理班（以下「道路管理班」という。）に持参すること。
（郵送不可）
受付期間 令和 8 年 5 月 26 日（火）～6 月 1 日（月）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

- (2) 前号の希望届により建設工事入札参加資格を確認のうえ、共同企業体参加希望企業名一覧表（以下「企業名一覧表」という。）を作成し、**令和8年6月3日（水）**に丸森町掲示板（庁舎前）に掲示する。
- (3) 前号により掲示された企業は、Aグループ1社、Bグループ1社の2社で任意に特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請及び入札参加資格確認申請書（様式第6号。以下「申請書」という。）を次の受付期間内に道路管理班に2部持参すること。（郵送不可）
受付期間 令和8年6月4日（木）～6月8日（月）
午前8時30分から午後5時00分まで
- (4) 申請書には、次の書類を添付すること。
① 工事の施工実績を記載した書面
② 配置予定の技術者の経歴等を記載した書面
③ 特定建設工事共同企業体協定書の写し
④ 共同企業体の代表者の住所及び名称を記載した返信用封筒
- (5) 申請書に基づき入札参加資格審査のうえ、有資格者については、**令和8年6月9日（火）**に丸森町掲示板（庁舎前）に掲示するとともに、共同企業体の代表者に通知する。
- (6) 入札参加を認められなかった者は、**令和8年6月10日（水）**午後5時00分までの間に、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
- (7) 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力の大きい者であること。
- (8) 代表者の出資割合は、構成員中最大であること。また、構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上であること。
- (9) 一の特定建設工事共同企業体の構成員は、この工事に係る他の共同企業体の構成員と重複することはできない。
- (10) 企業名一覧表に登載された者以外の者は、共同企業体の構成員として参加することはできない。

5 規定の閲覧等

- (1) 丸森町建設工事執行規則（昭和56年規則第8号）、丸森町建設工事条件付一般競争入札実施要綱（平成7年告示第21号）、丸森町建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱（昭和61年訓令甲第3号）については、道路管理班において閲覧できる。
- (2) 希望届、申請書の様式は、道路管理班において配布する。

第 3 総合評価項目及び落札者決定基準

総合評価落札方式における評価項目及び評価基準並びに落札者決定基準は、丸森町総合評価落札方式落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という）による。

第 4 総合評価に必要な提出書類

- 1 総合評価技術資料について、別記様式1から別記様式4に必要事項を記入し確認資料を添えて、**申請時**までに提出すること。
- 2 総合評価技術資料は、入札参加の審査・評価以外に使用しない（当該総合評価技術資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く）。
- 3 総合評価技術資料は、返却しない。
- 4 総合評価技術資料は、差し替え、再提出を認めない。
- 5 総合評価技術資料の提出がないもの及び同資料に記載がないものの入札は無効とする。
- 6 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定の技術者に対してヒヤリングを実施することがある。
- 7 提出を求める総合評価技術資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

第 5 設計図書の閲覧等

当該工事にかかる仕様書、図面（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供するものとする。

1 閲覧期間及び時間

令和8年5月27日（水）から令和8年6月12日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

2 閲覧場所

伊具郡丸森町字鳥屋120番地

丸森町役場 建設課

3 閲覧期間中において、希望者に対し設計図書等を2日間を限度として貸出しするものとする。この場合において貸出しを希望する者は、備え付けの閲覧確認書に記名押印のうえ、貸出しを受けること。

4 設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入し、丸森町建設課へ提出すること。

質問書に対する回答は、閲覧場所において閲覧に供する。

(1) 質問書の受付期間及び時間

令和8年5月27日（水）から令和8年6月5日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 回答書の閲覧期間及び時間

令和8年5月27日（水）から令和8年6月12日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

第 6 入札の執行等

1 入札執行の日時及び場所

日 時 **令和8年6月17日（水）午前10時00分**

場 所 伊具郡丸森町字鳥屋120番地

丸森町役場302会議室（役場庁舎3階）

（入札参加者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格承認及び入札参加資格確認通知書の原本を持参すること。）

2 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、再度入札執行回数は、2回を限度とする。

(3) 入札は1者以上の参加で執行する。

(4) 所定の時間までに入札会場に入れないものは、失格とする。

3 入札保証金は免除とする。

- 4 入札の無効
- (1) 本公告に示した入札参加資格を有しない者が入札したとき。
 - (2) 同一件名の入札において、入札者が2以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札書に必要な事項を記載しなかった入札
 - (4) 入札の時点において、丸森町の指名停止期間中にある者又は第2に掲げる資格を有しなくなった者のした入札
 - (5) 郵送、電報又はファクシミリによる入札
 - (6) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ったとき。
 - (7) その他、入札に関する条件に違反した入札
- 5 工事費内訳書の提出について
- (1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、再度入札の際は不要とする。なお、1回目の入札書の金額と一致しない工事費内訳書を提出した場合は、失格とする。
 - (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
 - (3) 工事費内訳書は、返戻しない。
- 6 低入札価格調査
- (1) 調査基準価格と失格基準価格の範囲で入札した者（以下「低価格入札者」という。）については、低入札価格調査を実施する。低入札価格調査の方法は、「丸森町低入札価格調査実施要項」によるものとし、低価格入札者は、調査に協力しなければならない。
- 7 落札者の決定等
- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を総合評価対象者とし、落札者決定基準に基づき落札候補者を決定する。
 - (2) 落札者には、**令和8年6月19日（金）**までに通知するものとする。
- 8 契約保証金
- 契約保証金は、請負契約金額の10分の1以上の金額とする。
- 9 配置する技術者の取扱い
- 落札者は、総合評価技術資料の別記様式3「主任（監理）技術者等の資格・工事实績」に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
また、当該工事が完了するまで、原則として技術者の変更は認めない。

第7 その他

- 1 入札参加者は、上記事項を遵守しなければならない。
- 2 その他不明な点については、下記に照会すること。

丸森町役場 建設課 道路管理班
住 所：宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地
電 話：0224-72-3030（直通）
FAX：0224-72-3042